2018年10月12日現在[[1]](#footnote-1)

日本銀行金融市場局

**貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための**

**資金供給における対象先公募について**

○　日本銀行では、貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給（以下「貸出増加支援資金供給」といいます。）の対象先を公募しています。

――　貸出増加支援資金供給については、日本銀行ホームページ（http://www.boj.or.jp/）に掲載している次の資料をご覧下さい。

・「貸出支援基金」

・「金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について」

○　対象先は、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

――　貸出増加支援資金供給の対象先となるためには、共通担保オペ（全店貸付）の対象先である金融機関（日本銀行法（平成９年法律第８９号）第３７条第１項に規定する金融機関をいいます。）または株式会社日本政策投資銀行であることが要件となっています。この点については、別紙の2.をご覧下さい。

――　貸出増加支援資金供給にあたっては、貸出増加額の通知および借入希望の申請を行って頂きます。このため、貸出増加支援資金供給の対象先となるためには、当該資金供給にかかる貸出増加額の通知および借入希望の申請を行う期間の前月第8営業日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、これらの資金供給に間に合わないこともあります。）。

以　　上

＜照会先＞

日本銀行　金融市場局

オペレーション企画担当部署

03-3277-1296、03-3277-1272

別紙

**貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための**

**資金供給の対象先選定基準・手続**

1．対象先としての役割

○　貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給（以下「貸出増加支援資金供給」といいます。）を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。

(1) 正確かつ迅速に事務を処理すること

(2) 本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること

○　対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が対象先との間で行う貸出増加支援資金供給の適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

**2．対象先としての必須基準**

○　対象先は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先である金融機関（日本銀行法（平成９年法律第８９号）第３７条第１項に規定する金融機関をいいます。以下同じです。）または株式会社日本政策投資銀行である必要があります（貸付店が日本銀行の本店・支店のいずれであるかは問いません。）。また、貸出増加支援資金供給における貸付店は、共通担保オペ（全店貸付）の貸付店と同じ日本銀行本支店とします。

――　貸出増加支援資金供給にあたっては、貸出増加額の通知および借入希望の申請を行って頂きます。このため、貸出増加支援資金供給の対象先となるためには、当該資金供給にかかる貸出増加額の通知および借入希望の申請を行う期間の前月第8営業日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、これらの資金供給に間に合わないこともあります。）。

○　現在、共通担保オペ（全店貸付）の対象先でない先で、貸出増加支援資金供給の対象先となることを希望する先は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先となる必要があります。当該先は、「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」をご確認頂き、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書」（別添2）も併せてご提出下さい（注1）（注2）（注3）（注4）。

（注1）共通担保オペ（全店貸付）の随時選定への応募に際しては、応募日の前月中の適格担保差入平残（担保価額合計額から代理店契約に基づく保証額および歳入代理店契約に基づく保証額の合計額を差引いたベース）が100万円以上である必要があります（「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」参照）。

（注2）＜日本銀行金融ネットワークシステムの利用先でない皆様へ＞

(1) 共通担保オペ（全店貸付）の対象先となるためには、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用先である必要があります。このため、現在、当座勘定取引についての日銀ネットの利用先でない先については、その利用申込みを行う必要があります。

(2) 日銀ネットの利用には、その導入準備に一定の期間を要します。なお、日銀ネットの利用に関する審査では、利用希望先の事務処理態勢等を確認する必要があり、その確認に時間を要する場合には、希望する資金供給に間に合わないこともあります。

(3) 日銀ネットの利用申込みを検討される場合には、3．に掲げる連絡先までご照会下さい。

（注3）＜日本銀行考査オンラインを利用していない皆様へ＞

　　　　　貸出増加支援資金供給の対象先となった場合には、貸出増加額の通知および借入希望の申請に当たり、日本銀行考査オンラインを利用していただく予定です。日本銀行考査オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融機構局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

（注4）＜日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ＞

　　　　　貸出増加支援資金供給の対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用していただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

3．応募方法

○　選定に応募する金融機関（以下「応募先」といいます）は、「貸出増加を支援するための資金供給の対象先選定に係る申請書」（別添1）を、応募先の本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区域とする日本銀行本支店（本店の場合には金融市場局オペレーション企画担当部署（本店新館4F）、支店の場合には営業課または総務課）まで提出して下さい。

――　申請書を提出される場合には、予め下記の連絡先までご連絡下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| **（連絡先）** | **日本銀行　金融市場局****オペレーション企画担当部署** |
|  | **TEL：03-3277-1296、 03-3277-1272** |
|  | **E-mail：post.fmd26@boj.or.jp** |
|  | **住所：〒103-8660****東京都中央区日本橋本石町2-1-1** |

4．選定方法

○　共通担保オペ（全店貸付）の対象先である金融機関であり、かつ、1．の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

**5．対象先の選定結果の通知および公表**

○　対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

**6．その他留意事項**

○　対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

○　対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての必須基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

○　今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ（全店貸付）の対象先であることまたは共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

①　対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

②　対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、貸出増加支援資金供給に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。

○　また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との貸出増加支援資金供給について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

○　上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署に前広にご連絡下さい。

以　　上

別添1

**貸出増加を支援するための資金供給の対象先選定に係る申請書**

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給の対象先となることを希望します。

1.　当方は、貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給の対象先となった場合には、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続」の1．に掲げる役割を遵守します。

2.　当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

 　年 　月 　 日（注1）

（金融機関等コード）

（金融機関等名）（注2）

（役職名・代表者）

 　　 　　　 　　　　　　　　　　　　（注3）印（注4）

日本銀行金融市場局長 殿

（注1）　申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。

（注2）　日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注3）　頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注4）　代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1順位 | 第2順位 |
| 部署・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| ファクシミリ番号 |  |  |
| E-mailアドレス |  |  |
| 住所：〒 |

別添2

**共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書**

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）（以下「共通担保オペ（全店貸付）」といいます。）の対象先となることを希望します。

1.　当方は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先に選定された場合には、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の２．に掲げる役割を遵守します。

2.　当方は、日本銀行　　　　　　　　店（注1）を貸付店とすることを希望します。この場合の当方の取引店舗は　　　 　（注2）です。

3.　当方は、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の３．に掲げる必須基準を満たしています。

4.　当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

 　年　　月 　日（注3）

（金融機関等コード）

（金融機関等名）（注4）

（役職名・代表者）

 　　　　　 　　　　　　　　　　　　（注5）印（注6）

日本銀行金融市場局長 殿

（注1）貸付店とすることを希望する日本銀行本支店名を記入して下さい。

（注2） 貸付店とすることを希望する日本銀行本支店と当座預金取引を行っている店舗名を記入して下さい。

（注3）申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。

（注4）日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注5）頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注6）代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1順位 | 第2順位 |
| 部署・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| ファクシミリ番号 |  |  |
| E-mailアドレス |  |  |
| 住所：〒 |

1. 当初公表日は、2012年12月20日。 [↑](#footnote-ref-1)